

特集 / 公共事業の評価に関する取組み

国土交通省における 政策評価について

建設大臣官房政策課長補佐

いしだ まさる
石田 優

1. 中央省庁等改革と政策評価の導入

政策評価とは、後にお話するガイドラインにおいて「国の行政機関が主体となり、政策の効果等に関し、測定又は分析し、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供すること」と定義されています。

この政策評価の導入については、橋本内閣の下で中央省庁等改革の流れの中で定められました。国土交通省の設置など来年1月からの省庁再編の骨格を定めるものとして当時世間の関心を集めた行政改革会議の最終報告が平成9年12月に発表されましたが、この報告の中において、政策評価の導入に向けた方向性が合わせて定められています。

その趣旨は、従来のわが国の行政においては法律の制定や予算の獲得等に重点が置かれてきた結果、社会経済情勢の変化に基づいて政策を見直そうとする評価機能が軽視されがちであったことを反省して、政策の効果について、事前、事後に厳正かつ客観的な評価を行い、それを政策立案部門における企画立案作業に反映させる仕組みを充実

強化しようとするものでした。

また、こうした仕組みを導入することや評価結果等を公開することを通じて、行政の公正化・透明化を促す効果も期待されています。

こうした政策評価の導入については、その後の中央省庁改革基本法において正式に法的な位置付けが与えられ、中央省庁等改革の推進に関する基本方針（平成11年4月：中央省庁等改革推進本部決定）において、各府省の政策評価の組織・方法の考え方や実施要領等の制定などについて具体的な方向性が示されることとなりました。

2. 政策評価導入の周辺状況

こうした各行政官庁に関する評価制度の導入を図る動きは、国内的に橋本内閣における行財政改革の流れがあったことに加え、それ以前から英米など海外においてそうした制度の導入が図られてきたこと、また、国内においてもそうした海外の事例等をも踏まえながら評価制度の導入が試行されはじめたことがあります。

海外においては、たとえば米国において、1993年（昭和63年）に政府業績・成果法（GPRA）が成立しました。この法案は国家事業のうち優先順

位の高いものから予算を付与するための手法として、すべての連邦政府機関に対して戦略目標の設定（戦略計画書）、業績評価の実施（業績計画書）および目標達成状況の報告（業績報告書）を大統領と議会に対して行うことを義務付けるものです。

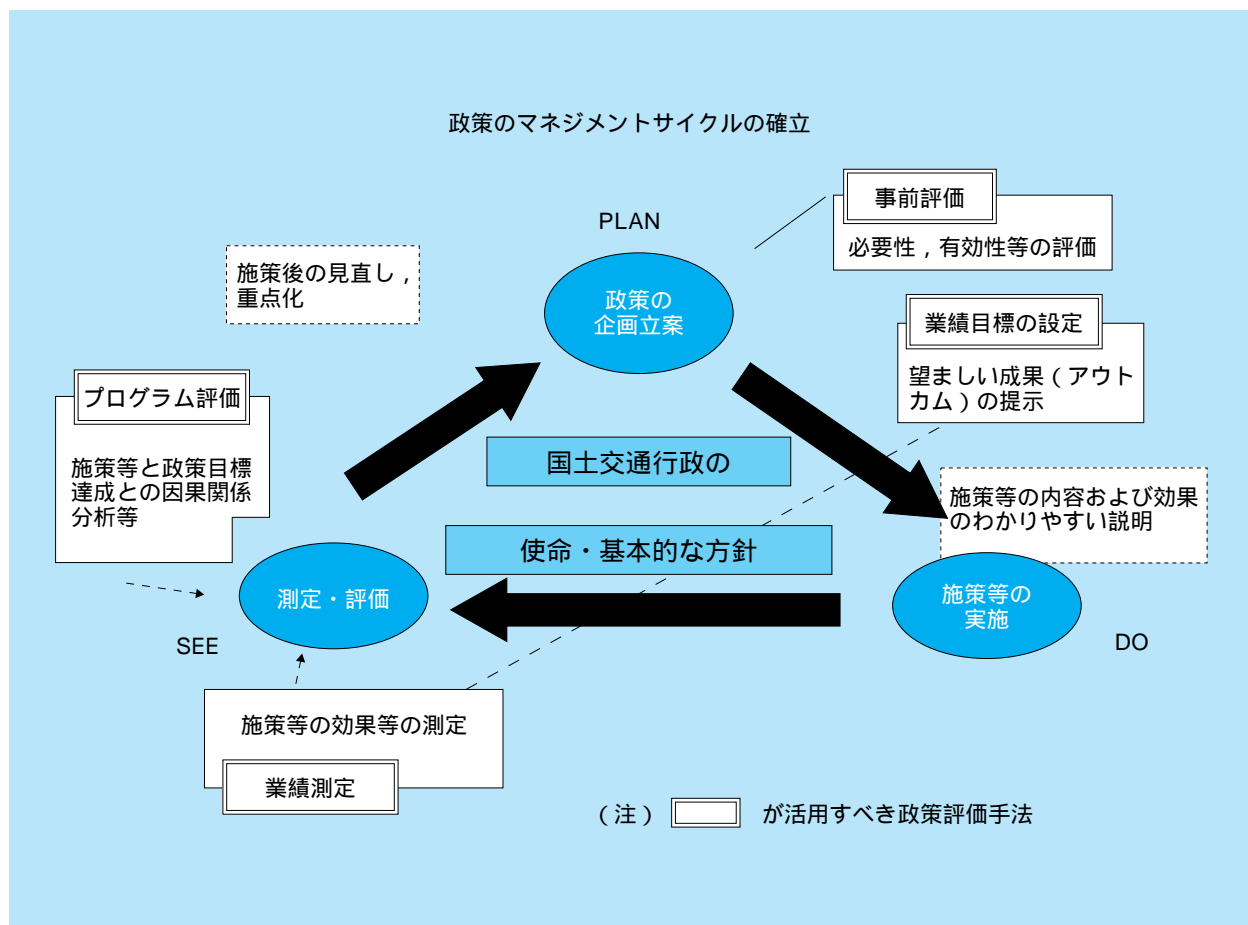
また、国内においても三重県等の事務事業評価システムや北海道のときのアセスの導入などがあげられます。

3. 政府における政策評価導入に向けた検討

これまでに述べたような流れの中で、政府全体における政策評価導入に向けた検討が進められる

こととなりました。総務庁が設置した政策評価の手法等に関する研究会での検討結果をベースとして、各省庁政策評価連絡会議において各府省が政策評価の実施要領を策定するための標準的な指針となるガイドラインの策定作業が進められてきましたが、国土交通省となる4省庁においても、これと並行して国土交通省としての政策評価のあり方について、東京大学の金本教授を座長とする「国土交通省における政策評価のあり方に関する懇談会」を設けて検討を進めてきました。

この二つは、共に本年7月末頃にガイドライン案や実施要領の骨子案がまとまり、9月いっぱいを目途に、広く国民の皆さんからご意見をうかがうPI（パブリック・インボルブメント）を実施したところです。



長くなりますので、ここでは国土交通省の実施要領骨子の内容のみを以下に紹介させていただきますが、この実施要領は総務庁がPIにかけているガイドライン案の内容を踏まえつつも、政策のマネジメントサイクルの確立により一層の重点を置いていることが特色となっています。

最初に述べたとおり、政策評価を導入する意味は、単に評価をすることにあるのではなく、その結果を政策の企画立案にいかにか活かしていくかが重要なことから、「政策の企画立案 実施 評価 政策改善」という一連の循環（サイクル）を確立することにウエートを置こうとするものです。また、政策評価自体はガイドラインにもあるように国の行政機関が主体となって実施する自己評価ですが、この評価結果のみならずマネジメントサイクルの流れ全体を広く国民に公開していくことで、国民への説明責任を果たし、国民本位で効率的な質の高い行政、国民的な視点に立った成果重視の行政へと転換していくことができると考えています。

4. 国土交通省政策評価実施要領の骨子（案）

現時点における国土交通省の政策評価の実施要領の骨子（案）は以下のとおりですが、本文やこの骨子に基づいて政策評価を行った場合に、どのような評価作業を行い、どのような内容が国民に対して公開されることとなっていくのかのイメージ資料が、建設省のみならず関係4省庁のホームページで公開されていますので、ご利用ください。

——国土交通省の政策評価のあり方（案）——

(1) 政策評価を導入する目的

- ① 国民本位で効率的な質の高い行政を実現する。
- ② 省全体を通じた統一的で整合的な施策展開

の実現を図る。

- ③ 政策のマネジメントサイクルを確立する。
- ④ 政策の意図と結果を国民に対して明確に説明する。

(2) 国土交通省における政策評価の方式

1) 基本的考え方

- ① 公共事業等については、現在の評価制度の改善を図りつつ実施していく。

2) 各局等の施策等を中心に、次の3方式を基本とする政策評価をする。

① 事前評価

企画立案過程における適切な判断を通じ、施策等の効率性と質の向上を図るとともに、行政過程の透明性の向上を図るため、予算、規制、税制、政策金融、法律改正等の重要な施策等を導入する際に、施策の必要性・有効性・効率性を明示することによって、政策意図と期待される効果を明確に説明するとともに、その施策等の導入の可否の判断に資するもの。

② 業績測定

施策等を体系的に整理のうえ、主要な政策目標や達成状況を測定する指標を選定して、政策目標の達成状況を定期的にモニタリングするもの。国土交通省全体の主要な政策目標とその達成状況を全体として明確に示すとともに、目標による行政運営の徹底につながる。

③ プログラム評価

実施中の施策等について、所期の効果を上げているかどうか、結果と施策等との因果関係等について詳しく分析し、課題とその改善方策等を発見するために導入を図るもの。当面は試行的に導入する。

(3) 政策評価の運用にあたって考慮すべき事項

1) 施策等の特性を踏まえた運用

2) 段階的導入

政策評価の体系的導入は新しい試みであるため、政策評価の考え方と実際の進め方について

の理解を深めながら、段階的に着実な導入を図り、政策評価を組織に根付かせる。

3) 評価制度等の継続的改善

(4) 国土交通省における政策評価の実施体制、導入スケジュール等

1) 政策評価の実施体制

政策統括官の位置付け・役割

その位置付けは、相互牽制による評価の客観性・質の確保や相互補完による評価の取組みの推進にある。

また、基本的役割としては、全省的な見地からの政策評価事務に関する a. 実施計画の策定・公表, b. 実施要領等の策定・公表, c. 評価結果のとりまとめ・公表, d. 評価結果の政策への反映状況に関する報告の徴収・公表, e. 省内の横断的評価・複数の部局にまたがる政策の評価等が考えられる。

2) 各方式ごとの実施体制

① 公共事業等の評価

個別公共事業等の評価は、各局等において行うほか、地方整備局等において各局等と連携しつつ実施する。

② 事前評価

新規施策等を導入する局等において、当該局等の評価を実施する。

③ 業績測定

各局等において所管する施策等を体系的に整理、目標を設定するほか、結果の測定を行う。各局等横断的な業績測定のための目標設定、施策等の整理については各局等、総合政策局、政策統括官の間で調整する。

④ プログラム評価

テーマに応じ、特定の局等で実施可能なものについては当該局等が行う。

全省の見地から局横断的に評価を行う必要があるものや複数局等にまたがる施策等で総合的

に評価する必要があるものについては、関係局等と連携の上、政策統括官が行う。

3) 第三者委員会等の活用

(5) 政策評価の結果等の公表

行政の透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たすという観点から、政策評価の結果を国民に対して公表する。

1) 公表する事項

① 政策評価の実施に関する計画、実施要領等
国土交通省における政策評価制度の運営に関する事項

② 事前評価の結果

③ 業績測定に際して策定される政策目標およびその達成状況

④ プログラム評価の実施に関する計画および評価結果

⑤ 評価結果の政策の企画立案への反映状況

等

2) 公表の方法

① ホームページ等への掲載

② 白書の作成 等

5. 今後の予定等

国土交通省の実施要領案やガイドライン案については、今年中を目途に最終案が固められ、来年1月の省庁再編時に正式に決定される予定となっています。また、政策評価に関しては、上記の動きに加えて次期通常国会に向けて法制化の検討も進められているところであり、この法制化においては先般の公共事業の抜本の見直しに関する三党合意において公共事業の評価システムも含めた形での「行政評価法」(仮称)として検討が進められることとなっています。

建設省 HP <http://www.moc.go.jp>